

医療法人社団エスアンドアール

板井クリニック

院長 板井 茂行

当院は静岡市駿河区小鹿に位置し、「消化器科・外科・肛門科」を標榜する診療所です。

院長略歴および資格

京都大学医学部卒業、京都大学外科	昭和55年
新潟県立中央病院外科	昭和55年より6年間
京都大学第一外科 医員	昭和61年より4年間
滋賀県 公立甲賀病院外科 医長	平成2年より2年間
静岡市立静岡病院外科 医長	平成4年より10年間
平成8年より救急科長兼務	
京都大学医学博士	
日本外科学会認定医	
日本消化器外科学会認定医	
日本医師会認定産業医	

専門分野・医療の方針

消化器系全般

食道・胃・十二指腸から大腸まで、潰瘍、癌などの診断、治療を行う。
肝臓、胆嚢、膵臓などの疾患を、最新の超音波装置等を用い正確に診断する。
痔核など肛門疾患に治療を行う。

乳腺疾患

超音波などにより、乳がんの早期診断を行う。

地域医療を重視し、在宅療養患者様の治療、看護に力を注ぎます。

「地域密着型診療」を念頭におき、あらゆる病気、健康問題につき、できる限りのアドバース・治療を行う身近なかかりつけ医として、やさしい医療をめざします。
医療保険制度により、訪問患者様には24時間体制にて対応させて頂き、「在宅診療支援診療所」として、精密検査、入院が必要な場合には、済生会病院・市立静岡病院・県立総合病院・日赤病院・県立がんセンター（長泉町）などの総合病院と密着な連携のもとに訪問診療を行っております。

《訪問診療の保険区分》

1. 医療保険 訪問診療・注射・検査・処方・介護保険以外の訪問看護・訪問リハビリは医療保険の適用となります。
2. 介護保険 介護保険サービス計画（ケアプラン）に基づく訪問看護・訪問リハビリ・訪問診療時の医師、管理栄養士による居宅療養管理指導は介護保険の適用となります。
 - ※ 要介護者、要支援者に対する訪問看護・訪問リハビリ・訪問栄養指導については介護保険が優先されます。
 - ※ 急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護が必要な旨の特別指示があった場合は医療保険の対象となります。
 - ※ 医師が行う訪問診療行為については医療保険の対象となり、同時に介護保険の居宅療養管理指導の対象にもなります。

《医療保険対象の訪問診療》

1. 訪問診療を受けるにあたり必要なもの

健康保険証（全員）生保対象者は医療券
老人受給者証（対象者）
高齢者受給者証（対象者）
公費受給者証（対象者）
重度障害者医療費助成金受給者証（対象者）
介護保険証（対象者）

2. 訪問診療料について

訪問診療の計画（回数等）については、主治医により患者様の状態判断のもと、ご本人、ご家族様のご理解を頂き診療していきます。

① 在宅患者訪問診療料（1割負担額 830円）

定期的に訪問診療を行った場合、算定します。

臨時的に必要な応じ訪問診療する時は往診料（1割負担額 650円）扱いとなります。

② 在宅時医学総合管理料

処方箋交付あり（1割負担額 月1回 4200円）

処方箋交付なし（1割負担額 月1回 4500円）

在宅寝たきり老人等に在宅療養計画に基づき、月2回以上に訪問診療を行った場合に算定します。

※ 対象者には24時間連携体制での対応となります。

③ 在宅時療養指導管理料（1割負担額 月1回 430円）

在宅寝たきり老人等に計画的に医学管理を継続し月1回の訪問診療を行った場合に算定します。

④ 診療においての検査・注射・処置・処方については保険制度により、その都度算定となります。

《介護保険対象の居宅療養管理指導》

居宅療養管理指導とは、居宅介護支援事業者（ケアマネ）等に対し、ケアプラン作成に必要な情報提供や利用者ご本人様、ご家族等に対する療養上必要な指導・助言を行うものです。

1. 居宅療養管理指導料（要介護認定を受けた方）

在宅時医学総合管理料を算定した場合・・・月2回まで1回290円

在宅時医学総合管理料を算定しない場合・・・月2回まで1回500円

2. 予防居宅療養管理指導（要支援の認定を受けた方）

月2回まで 1回500円

※ 利用者に、医師からの事前説明により趣旨を理解して頂き、契約書をもって算定とします。

《訪問診療時の車代》

医療保険要項にのっとって算定します。

当院より片道の距離で定めています。（消費税別）

3 Km未満	500円
3 Km以上5 Km未満	1000円
5 Km以上10 Km未満	1500円
10 Km以上	2500円

《訪問診療の取り扱い》

1. 一般在宅

条件を満たせば、訪問診療・車代の対象となります。

2. 施設在宅

※ 要介護認定を受けた方を対象とします。

要支援の方は再診扱いとして指導料は外来扱いに準じます。

但し、病状により必要な場合、急変等により個別により往診を行った場合はこの限りではありません。

《訪問診療のご請求とお支払方法》

医療保険分・介護保険分を合算して、該当月1ヶ月分まとめて翌月の10日頃、請求書を郵送させていただきます。お支払を請求時同月迄に当院窓口にてお願い致します。

施設の方につきましては、個人様宛をまとめて施設宛に郵送させていただきますので、施設宛に、同月迄にお支払下さい。

《在宅で療養されている皆様へ》

当診療所は在宅療養支援診療所として登録しています。

緊急時の連絡先についてお知らせいたします。

- | | | |
|----------|-------------------------|---------------------------------|
| 1. 診療時間内 | 板井クリニック | ☎054-282-5525 |
| 2. 診療時間外 | 板井クリニック
時間外直通電話 | ☎054-282-5525
☎090-5871-0544 |
| 3. 担当医師 | 板井 茂行 | |
| 4. 担当看護師 | 山本 清美 ・ 松下 祐子 | |

＊ 当診療所は緊急往診が必要な方には、当診療所及び連携医療機関と共に対応します。

＊ 当診療所は24時間緊急訪問看護が必要な方には連携訪問看護ステーションと共に対応します。

＊ 当診療所は緊急時の入院医療機関を確保しています。

具合の悪い時は、なるべく早めにご連絡下さい。

当診療所の診療時間	平日	午前8:30～午後 6:30
	水・土曜日	午前8:30～午後12:30
	休診日	日曜・祭日・水・木・土曜日午後

〒422-8021
静岡市駿河区小鹿1丁目5-15
医療法人社団 エスアンドアール

理 事 長 板 井 茂 行

TEL054-282-5525 FAX054-282-5535

医療法人社団 エスアンドアール 宛

訪問診療に関する同意書

板井クリニックの訪問診療案内を確認し、今後

当院の医療保険の診療体制に同意いたします。

同意日 平成 年 月 日

患者ご本人様 印

患者ご家族様 印